

議案第39号

天理市都市公園条例及び天理市体育施設条例の一部改正について  
天理市都市公園条例及び天理市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市都市公園条例及び天理市体育施設条例の一部を改正する条例  
(天理市都市公園条例の一部改正)

第1条 天理市都市公園条例(昭和45年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項備考第2号及び第2項備考第2号中「市外」の次に「(大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。)」を加える。

(天理市体育施設条例の一部改正)

第2条 天理市体育施設条例(平成25年3月天理市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1項備考2、第2項第1号備考2、第3項第1号備考2及び第4項第1号備考中「市外」の次に「(大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市都市公園条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の天理市体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金から適用し、同日前の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金については、なお従前の例による。